

第 59 号

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ473,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,907,966	千円 △473,131	千円 1,434,835
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	142,239	△55,679	86,560
	3 諸収入	1,765,527	△417,252	1,348,275
歳入	合計	1,907,966	△473,131	1,434,835

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,907,966	千円 △473,131	千円 1,434,835
	1 用 度 事 業 費	1,907,966	△473,131	1,434,835
歳 出	合 計	1,907,966	△473,131	1,434,835

第 60 号

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,324千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 270,074	千円 31,250	千円 301,324
	1 繰 入 金	231,409	30,479	261,888
	2 諸 収 入	38,665	771	39,436
歳 入	合 計	270,074	31,250	301,324

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 270,074	千円 31,250	千円 301,324
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	76,748	481	77,229
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	43,800	28,493	72,293
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	149,526	2,276	151,802
歳 出	合 計	270,074	31,250	301,324

第 61 号 令和 4 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 249,031	千円 △60,000	千円 189,031
	1 繰越金	142,133	△60,000	82,133
歳入	合計	249,031	△60,000	189,031

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 249,031	千円 △60,000	千円 189,031
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	249,031	△60,000	189,031
歳 出	合 計	249,031	△60,000	189,031

第 62 号

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,690,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,527,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,837,111	千円 2,690,156	千円 75,527,267
	1 分担金及び負担金	19,070,725	282,810	19,353,535
	2 国庫支出金	22,207,910	551,012	22,758,922
	3 前期高齢者交付金	26,162,153	83,550	26,245,703
	4 共同事業交付金	127,254	8,746	136,000
	5 財産収入	138	△41	97
	6 繰入金	4,998,931	△540,858	4,458,073

	7 繰越金	270,000	2,262,574	2,532,574
	8 諸収入		42,363	42,363
歳入合計		72,837,111	2,690,156	75,527,267

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,837,111	千円 2,690,156	千円 75,527,267
	1 国民健康保険事業費	72,836,973	2,690,197	75,527,170
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	138	△41	97
歳出合計		72,837,111	2,690,156	75,527,267

第 63 号 令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,034,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 1,083,050	千円 △48,885	千円 1,034,165
	2 諸 収 入	236,640	115	236,755
	3 県 債	846,000	△49,000	797,000
歳 入	合 計	1,083,050	△48,885	1,034,165

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 1,083,050	千円 △48,885	千円 1,034,165
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	1,083,050	△48,885	1,034,165
歳 出	合 計	1,083,050	△48,885	1,034,165

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 846,000	千円 797,000

第 64 号

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,953千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,565,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,229	千円 △62,953	千円 127,565,276
	1 使用料及び手数料	3,777	△210	3,567
	2 財産収入	500	△490	10
	3 繰入金	64,306,000	△51,000	64,255,000
	4 繰越金	14,718	△6,848	7,870
	5 諸収入	63,303,234	△4,405	63,298,829
歳 入	合 計	127,628,229	△62,953	127,565,276

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,628,229	千円 △62,953	千円 127,565,276
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,628,229	△62,953	127,565,276
歳 出	合 計	127,628,229	△62,953	127,565,276

第 65 号

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 42,399	千円 △100	千円 42,299
	1 繰 越 金	39,912	△100	39,812
歳 入	合 計	42,399	△100	42,299

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 42,399	千円 △100	千円 42,299
	1 中小企業近代化資金貸付金	42,399	△100	42,299
歳 出	合 計	42,399	△100	42,299

第 66 号

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 66,488	千円 △34,400	千円 32,088
	1 財 産 収 入	54,456	△22,378	32,078
	2 繰 越 金	12,022	△12,022	0
歳 入	合 計	66,488	△34,400	32,088

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 66,488	千円 △34,400	千円 32,088
	1 徳島ビル管理事業費	66,488	△34,400	32,088
歳 出	合 計	66,488	△34,400	32,088

第 67 号

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,516千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527	千円 △1,516	千円 3,011
	1 繰 入 金	299	△213	86
	2 繰 越 金	3,728	△870	2,858
	3 諸 収 入	500	△433	67
歳 入	合 計	4,527	△1,516	3,011

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,516	千円 3,011
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,516	3,011
歳 出	合 計	4,527	△1,516	3,011

第 68 号

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,735千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978	千円 △98,735	千円 3,243
	1 繰 入 金	1,975	△1,732	243
	2 繰 越 金	95,001	△92,001	3,000
	3 諸 収 入	5,002	△5,002	0
歳 入	合 計	101,978	△98,735	3,243

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △98,735	千円 3,243
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△98,735	3,243
歳 出	合 計	101,978	△98,735	3,243

第 69 号

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,175千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 270,013	千円 △75,175	千円 194,838
	1 財 産 収 入	178,684	△83,632	95,052
	2 繰 入 金	91,078	△2,663	88,415
	3 繰 越 金	36	7,869	7,905
	4 諸 収 入	215	3,251	3,466
歳 入	合 計	270,013	△75,175	194,838

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 270,013	千円 △75,175	千円 194,838
	1 県有林県行造林事業費	270,013	△75,175	194,838
歳 出	合 計	270,013	△75,175	194,838

第 70 号

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,722千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △80,722	千円 190
	1 繰 入 金	910	△722	188
	2 繰 越 金	72,742	△72,742	0
	3 諸 収 入	7,260	△7,258	2
歳 入	合 計	80,912	△80,722	190

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △80,722	千円 190
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△80,722	190
歳 出	合 計	80,912	△80,722	190

第 71 号

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ543,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,106,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,649,323	千円 △543,307	千円 2,106,016
	1 財 産 収 入	1,685,699	△158,613	1,527,086
	2 繰 入 金	400,000	△350,000	50,000
	3 繰 越 金	90,474	△34,694	55,780
歳 入 合 計		2,649,323	△543,307	2,106,016

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,649,323	千円 △543,307	千円 2,106,016
	1 公用地公共用地取得事業費	2,648,942	△543,210	2,105,732
	2 土地開発基金積立金	381	△97	284
歳 出	合 計	2,649,323	△543,307	2,106,016

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 277,000

第 72 号

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,417,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,302,905	千円 114,625	千円 3,417,530
	1 使用料及び手数料	1,102,164	△80,580	1,021,584
	2 財産収入	712,666	194,833	907,499
	4 諸収入	18,075	372	18,447
歳 入	合 計	3,302,905	114,625	3,417,530

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,302,905	千円 114,625	千円 3,417,530
	1 港湾等整備事業費	2,269,414	△22,661	2,246,753
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	540,647	△27,641	513,006
	3 空港周辺整備事業費	492,844	164,927	657,771
歳 出	合 計	3,302,905	114,625	3,417,530

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 99,200
		上屋管理費	44,000
		施設等運営費	2,000

第 73 号

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 259,000	千円 △98,844	千円 160,156
	3 諸 収 入	163,677	△98,844	64,833
歳 入	合 計	259,000	△98,844	160,156

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 259,000	千円 △98,844	千円 160,156
	1 奨学金貸付金	259,000	△98,844	160,156
歳 出	合 計	259,000	△98,844	160,156

第 74 号

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,323,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,195,000	千円 128,286	千円 3,323,286
	1 証 紙 収 入	2,387,865	37,735	2,425,600
	2 繰 越 金	807,135	90,551	897,686
歳 入	合 計	3,195,000	128,286	3,323,286

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,195,000	千円 128,286	千円 3,323,286
	1 他 会 計 繰 出 金	3,195,000	128,286	3,323,286
歳 出	合 計	3,195,000	128,286	3,323,286

第 75 号

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800,718千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,569,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 101,370,000	千円 △1,800,718	千円 99,569,282
	1 繰 入 金	70,770,000	△1,800,718	68,969,282
歳 入	合 計	101,370,000	△1,800,718	99,569,282

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 101,370,000	千円 △1,800,718	千円 99,569,282
	1 公 債 費	101,370,000	△1,800,718	99,569,282
歳 出	合 計	101,370,000	△1,800,718	99,569,282

第 76 号

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,093,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,566,794	千円 526,848	千円 32,093,642
	1 給 与 振 替 収 入	31,566,794	526,848	32,093,642
歳 入	合 計	31,566,794	526,848	32,093,642

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 31,566,794	千円 526,848	千円 32,093,642
	1 給 与 費	31,566,794	526,848	32,093,642
歳 出	合 計	31,566,794	526,848	32,093,642